

佐賀県公示（会第817号の1）

佐賀県財務規則に基づく取引店及び緊急支払店の指定（平成28年3月31日佐賀県公示会第4112号）の一部を次のように改正し、令和7年7月1日から施行する。

令和7年6月30日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1 略			1 略		
2 緊急支払店			2 緊急支払店		
名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称	名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称
略			略		
〃 鳥栖支店	鳥栖市本通町一丁目	鳥栖保健福祉事務所 東部土木事務所 鳥栖高等学校 香楠中学校 鳥栖工業高等学校 鳥栖商業高等学校 鳥栖警察署	〃 鳥栖支店	鳥栖市本通町一丁目	鳥栖保健福祉事務所 東部土木事務所 鳥栖高等学校 香楠中学校 鳥栖工業高等学校 鳥栖商業高等学校 鳥栖特別支援学校 鳥栖警察署
略			略		